

回 覧											

令和6年5月

町内会・自治会の皆様へ

盛岡市総務部危機管理防災課

指定緊急避難場所の改修工事等に伴う休止について（お知らせ）

日頃から当市の防災行政の推進に、格別の御理解と御協力をいただき深く感謝申し上げます。

次の施設について、改修工事の実施に伴い、工事の期間は使用できなくなることから、指定緊急避難場所の休止を行いますので、お知らせいたします。

※指定緊急避難場所とは・・・

住民等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所で、地震、洪水などの災害種別ごとに指定しているものです。

記

1 工事により使えなくなる指定緊急避難場所

見前小学校屋内運動場 ※ 屋外運動場及び校舎は使用可能
（災害種別：洪水、地震の際の避難場所）

2 休止期間

令和6年6月から 令和7年3月まで

3 災害種別ごとの近隣の指定緊急避難場所（参考）

災害種別ごとに指定している近隣の指定緊急避難場所は、次のとおりです。
配布しております防災マップも併せて確認をお願いします。

近隣の指定緊急避難場所	洪水	土砂	地震	火事
見前北児童センター	○		○	
見前南中学校	○		○	○

4 留意事項

工事の進捗状況により、休止期間が変更となる場合があります。変更となる場合は、盛岡市のホームページ等でお知らせします。

【お問合せ先】総務部 危機管理防災課 復興推進係
電話 019-613-8386（直通）